

Ⅱ 各 論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための 基盤づくり 【全てのベースづくり】

1 地域福祉推進のための『きっかけづくり』

(1) あいさつ、声かけ運動の推進

地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」ですが、最初のちょっとした勇気やきっかけがないと、難しいのも「あいさつ」です。地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。

また、青少年の健全育成、防犯などの安全確保、高齢者の方々を狙った振り込め詐欺等の特殊犯罪の抑止、防止や、一人暮らしの見守りを進めるためにも家庭、職場、地域など、あらゆるところで「あいさつ」や「声かけ」が日常的に、また継続的に行われる環境づくりが求められています。

そのため、挨拶や声掛けのきっかけとなるように「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開するため、これまで、市庁舎での懸垂幕の掲出、会議等の場を活用した、「あいさつ、声かけ運動」の趣旨説明や、市職員にも率先して「あいさつ」を行うよう周知してまいりました。また、あおいそら運動推進委員会や自治会において、のぼり旗を作成するなどして「あいさつ、声かけ運動」を実施してきました。

今後とも、特に入学式や入社式が行われる毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、地道かつ着実に広げるため、継続的な活動として進めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会との協働

本計画は地域福祉に関し、本市の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを趣旨としています。

計画の基本的な理念や目標を広く市民全体で共有し、一丸となって地域福祉を進めるための「きっかけづくり」として、計画の周知広報活動は大きな意義を有すると考えられます。

また、古くから町村合併や編入を重ねた野田市の市域は広く、都市化に伴う宅地造成の変遷なども踏まえ、地区ごとに異なる特性を考慮する必要があります。

このようなことから、各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図り、地域福祉の更なる充実を目指します。

(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討

市の情報提供は、市報、各種ガイドブック、ホームページ等により行っておりますが、限られたスペースの中に多数の情報を取り込み、専門用語を使用して作成することから分かりにくい場合があります。

また、各種事業名において専門的・画一的なものになりやすく、市民の興味を引きにくい場合も考えられます。

そのため、市民誰もが読みやすく理解できるよう、市報やパンフレット等については、

文字の拡大、見出しのアレンジ、イラストの活用など、改善してまいりました。

今後も、市からの情報発信が様々な活動のきっかけとなり、事業の実施や行事等に興味や参加意欲が起こるよう工夫してまいります。

2 地域福祉推進のための『人づくり』

(1) ボランティア情報の提供

ボランティア活動は多様であり、「いつ」「どこで」「どんな活動を」「どのように行うのか」があいまいでは、なかなか最初の一步を踏み出すことができません。

ボランティアに関心のある方が、情報不足が原因で参加機会を逸することのないよう、情報提供を行い、ボランティアに参加しやすい環境をつくること、そして維持することが重要です。

そこで、野田市ボランティアセンター（社会福祉協議会）発行の「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し掲示するとともに、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」やホームページ、SNS等を活用し、ボランティア情報の提供及び周知を行ってきました。

また、野田市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設において広報活動（相談・あっせんを含む。）を行いました。

このような活動を更に活発化させることで、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

(2) ボランティアの育成

ボランティアは活動の内容により様々な知識が必要とされます。予め知識を持って活動に臨むことで、活動はより円滑で充実したものとなり、そこから得られる達成感は次の活動へとつながることが期待されます。

社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談、あっせんを行うとともに、ボランティア育成のための講座を開催しています。また、「ボランティア通信」の発行やホームページ、SNS等を活用し、ボランティア活動について対外的に情報発信することで、ボランティアへのより一層の理解が深まるよう努めています。

(3) ボランティア活動の支援

市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。

今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。

また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

(4) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）

福祉教育の推進について、学校教育の分野における重点目標に位置付け継続的に取り組んでいます。

地域の福祉活動を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域と連携し福祉活動や交流活動に取り組み、各種行事や交流の場におけるボランティア活動に児童・生徒が主体的に参加できるような機会づくりが重要です。

これまで、市内小中学校及び県立高校では、千葉県社会福祉協議会から福祉教育推進校として指定を受け、地区社会福祉協議会と連携し、3年間で1サイクルとして、福祉教育の充実を目標に取り組んできました。

また、市内各小中学校においては、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がいのある人との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組むほか、関宿総合公園体育館において、障がいのある人とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることで、地域福祉の推進に寄与することを目的に、「おひさまといっしょに」に参加しました。

今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努め、福祉教育を積極的に推進します。

3 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』

(1) 地域福祉活動団体間の連携の強化

地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。

しかし、各団体が一堂に会し話合いや情報交換を行う機会が少なく、連携や情報の共有が課題となります。

また、少子高齢化の影響により、個別の福祉関係団体の活動自体に支障が出る傾向が強まっており、団体自体の維持発展が求められるようになっていきます。

このような状況において、地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されており、各種の事業活動を通じ協力・連携が機能していることから、社会福祉協議会を通じて地区社協の活動を支えています。

(2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）

都市化や核家族化の進展は全国的な傾向となっていますが、本市においても同様なことから、希薄化する人間関係に対して、地域からは誰もが気軽に立ち寄ることができ、同じ立場や世代の異なる人など住民同士が交流できる場所や機会の確保が求められてきました。

そこで、地区社協では「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施していますが、各年齢層間の触れ合い促進のために、更なる機会の確保に努めてまいります。

また、障がいがある人もない人も共に参加する「おひさまといっしょに」、「障がい者釣り大会」、「サンスマイル」等の行事を支援し、障がいのある人との交流機会の創出

に努めており、その他、保育所では高齢者との伝承遊びや園芸菜園の耕作等を年間行事に取り入れて交流を図っていることから、今後とも継続的な実施を推進します。

触れ合いの場としては、地域の身近にある既存の社会資源を有効に活用し、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、交流を深めることができるような場所を地域の実情に即した形で作り出すことが重要です。

そのため、触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。

(3) 地域自治組織についての検討

地域福祉活動は、地区社協を一つの単位として活動されています。

より一層の地域福祉の推進を図るには、行政と住民が相互に連携し、自治会、地区社協等と連携し、防犯・防災対策等を充実させる仕組みを検討することが重要です。

そのため、地域の潜在力を発揮する仕組みの充実としては、防犯組合の各支部においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。

引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。

(4) 行政職員の地域活動への参加

市職員も、地域に戻れば一市民であることに変わりありません。そのため、積極的に地域活動へ参加することで、地域の情報共有や適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど、有意義であることが考えられます。

また、地域活動がより活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから、計画の周知を進める中で職員に対する地域活動への積極的な参加を継続的に要請していきます。

4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

社会福祉法第106条の3では、市町村は、地域住民や支援機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています。

そのために実施する施策として、同条第1項第1号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策」と規定されています。

具体的には、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO法人等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。

(2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

次に、社会福祉法第106条の3第1項第2号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策」と規定されています。

具体的には、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備します。

(3) 多機関の協働による支援体制の構築

さらに、社会福祉法第106条の3第1項第3号では、「生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策」と規定されています。

具体的には、住民に身近な圏域にある相談機関単独では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、さまざまな分野の支援機関（多機関）が協働して支援にあたる体制を整備します。

(4) 重層的支援体制整備事業の推進

上記(1)～(3)に掲げた地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業を実施します。

① 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

本市においても、国の目指す地域共生社会の実現に向けて、令和3～5年度の3か年度において重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、6年度より重層的支援体制整備事業を実施しています。

移行準備事業の3か年度を総括すると、国の制度が縦割りの状況で、本事業を実現することは限界があり、困難であることがわかりました。まずは、国の示す理想の姿に近づくためには、各分野の支援制度を担当する部局間における連携が重要であること。また、各支援機関が円滑に連携するためには、その調整役である多機関協働事業者が担う役割を明確にすることが重要であると言えます。

② 事業内容及び実施体制

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて「重層的な」支援を整備するため、「対象者の属性を問わない支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として実施する制度です。

また、これらの支援を効果的かつ円滑に実施するため、この3つの柱に「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を加えた、5つの事業が相互に連携し重なり合うことで、誰一人として取り残すことのない体制で取り組もうとするものです。

国においては、地域共生社会を実現するためとして上記を内容とする重層的支援体制整備事業を規定しております。①のとおり、現在の国の制度では早期の実現は困難といえますが、理想の姿に近づくために、まずは各分野における既存の窓口の活用を基本としつつ、分野ごとの連携と情報共有を図ってまいります。

包括的相談支援体制について、庁内会議を定期的開催するなど、既存の相談窓口と関係機関の連携強化に努めます。

多機関協働事業について、現実的に実施可能な業務や役割を整理し、支援機関間の役割分担を明確化した上で、事業が効果的に運営できるよう、できることを確実に実施していきます。

地域づくり事業及び参加支援事業について、市内全域に事業を展開するため、地域の社会資源を活用し、新たな事業拠点の開設を検討します。

重層的支援体制整備事業一覧

社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項			事業名	担当課
第 1 号	イ	包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	高齢者支援課
	ロ		障がい者相談支援事業	障がい者支援課
	ハ		利用者支援事業	子ども家庭総合支援課 保健センター
	ニ		自立相談支援事業	生活支援課
第 2 号	参加支援事業			生活支援課
第 3 号	イ	地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢者支援課
	ハ		地域活動支援センター事業	障がい者支援課
	ニ		地域子育て支援拠点事業	児童家庭課 子ども保育課
	柱書		生活困窮者のための地域づくり事業	生活支援課
第 4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			生活支援課
第 5 号	多機関協働事業			生活支援課
第 6 号	支援プラン			

③ 支援会議・重層的支援会議

社会福祉法第 106 条の 6 では、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、必要な支援体制に関する検討を行うために支援会議を組織することができると規定されています。この会議は行政機関や支援機関により構成され、守秘義務を課されたうえで地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料や情報を共有し、支援方針の検討や緊急性のある事案への対応を実施するものです。

また、支援を要する本人から同意を得られたケースについては、各支援機関が 1 つのチームとなって支援できるよう、支援方針の共有や役割分担を行う重層的支援会議を開催することができます。

これまでも、分野ごとで開催していた会議体において、支援を必要とする方につい

て各関係機関が課題を共有し、支援内容について協議をするなど連携を図ってきたところであることから、まずはこれら既存の会議の強化を図ってまいります。その上で、各機関相互の連携が強化された時点において、必要に応じて支援会議や重層的支援会議の設置を検討いたします。

(5) 再犯防止の推進

再犯の防止等の推進に関する法律第4条において、再犯の防止等の施策を実施する責務が地方公共団体にあることが規定され、第8条第1項では、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定める努力義務が規定されています。これらを踏まえて、犯罪や非行をした人が再び罪や非行を犯すことなく、立ち直り、再び社会に参加できるよう、関係機関・支援団体等と連携し、明るく生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

具体的には、市が保護司や更生保護女性会等の支援団体等と連携し、支援団体等が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関・支援団体等が実施する再犯防止の取組について、社会を明るくする運動や広報等を通じて広く市民に周知・啓発していきます。

また、犯罪や非行をした人は、住居や就労といった生活基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があることから、生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業等を実施することで、犯罪や非行の防止に努めます。

再犯防止に関連する取組・事業

No	取組・事業名	事業内容
1	“社会を明るくする運動”	“社会を明るくする運動”野田地区推進委員会を中心とした啓発活動
2	支援団体の活動支援	保護司面接会場の提供、更生保護女性会会議会場の提供、広報活動の協力等
3	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者を対象とした包括的な支援
4	就労準備支援事業	一般就労への移行が困難な生活困窮者を対象とした、一般就労に従事する準備としての基礎能力を形成するための支援
5	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業	生活の基盤となる住まいの確保の支援

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化 【個別サービスの充実】

1 総合的・横断的なサービスの充実

(1) 高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討

高齢者世帯、障がいのある人の世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅情報の提供や支援制度の利用を促進していきます。

現在、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成17年8月1日施行）」を実施しており、ひとり親家庭等、DV被害女性世帯、高齢者世帯、障がいのある人の世帯、犯罪や非行からの立ち直りを目指す人の世帯を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社を活用した入居保証を行っています。

それとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。

今後、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう宅建協会等に働き掛けを行うとともに、事業の周知・広報に努めていきます。

また、福祉サービスの地域ネットワークによる見守り、緊急時の対応等による「居住の継続」についても支援する方策を検討します。

(2) 地域での孤独・孤立への対策の推進

加齢、病気、障がい、子育て、ひとり親、ダブルケア、老老介護、生活困窮、ヤングケアラー、DV、性的マイノリティなど、人は実に様々な事情から孤独・孤立に至ることがあります。進学や卒業、就職や転職、引っ越しといったライフイベントが一因となることもあります。

孤独・孤立は全国的にも大きな社会問題となっており、本市でも、地域から孤立した生活者は多く存在すると考えられ、一個人の孤独に寄り添い、社会的な孤立を解消する必要性が高まっています。

人と人との「つながり」は、時に負担にも感じられるものですが、孤独・孤立の問題解決として有効であり、また、安心して暮らせるまちづくりの観点からも重要です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられよう、人と人との「つながり」を、それぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指します。

そのため、地域の要となる自治会、民生委員・児童委員、地区社協、各団体等の協力を得て、孤立している人が地域の輪につながるよう支援します。

また、見守り体制を推進する取組のひとつとして、民間事業者等と地域住民の異変情報提供に関する協定を交わしています。民間事業者等は、日常の業務において地域住民に何らかの異変を察知した場合、速やかに野田市に連絡し、連絡を受けた野田市は、民

生委員・児童委員に連絡します。野田市と民生委員・児童委員は、速やかに状況を確認し、支援等が必要と判断された場合には、関係機関と協議して必要な支援を行うものとしています（ただし、緊急性があるときは、速やかに警察署、消防署に連絡します）。この取組は、地域における日常生活のさりげない見守りにより適切な支援へつなげるとともに、孤立死防止対策としての機能も果たしています。

（３）こどもの健全育成に係る施策の総合的推進

令和５年４月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが健やかに成長し、心身の状況、環境等にかかわらず、その権利が守られ、こども施策を総合的に推進することとされました。市においても、妊娠・出産期から、ライフステージに応じて、切れ目なくこどもとその家庭を支援することで、こどもの健全育成を図ります。

妊産婦全員の情報を把握し、母子保健、子育て支援、発達支援など、ライフステージを通じて切れ目なく相談に応じることで妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、適切な支援につなげていきます。また、妊娠期からの支援により、子育て期の児童虐待のリスク軽減も図っていきます。

児童虐待は複雑化、深刻化するとともに、増加傾向にあり、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携により、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の支援を行っています。関係機関との連携及び役割分担の明確化を図るために策定した野田市児童虐待防止対応マニュアル児童相談所編及び学校編、保育所・幼稚園・学童保育所編、母子保健編、警察編に基づき対応するとともに、令和６年１月１日に施行した「野田市虐待防止条例」に基づき、児童に限らず高齢者や障がいのある人を含めたあらゆる虐待防止に取り組んでいます。

児童虐待防止の啓発活動としては、市職員、関係機関を対象者とする児童虐待やＤＶに関する研修を行うとともに、児童虐待防止推進月間の１１月には、市内小中学校の児童、生徒のポスター展や、公用車、民間事業所の車両に児童虐待防止のステッカーを装着しています。また、各地区民生委員児童委員協議会の毎月の定例会に出席し情報共有を図るなど、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図る啓発活動を継続してまいります。

こどもの健全育成を推進するためには、家庭・学校・地域や関係団体等、その他あらゆる組織との連携協力により、地域ぐるみでこどもたちを見守っていく体制が大切です。

そのため、地域全体の理解と共通認識を形成する必要があり、地道な活動の積み重ねが求められることから、「あいさつ、声かけ運動」を展開していく中でも地区社協や自治会などの地域団体と連携して、特にこどもたちへの対応を積極的に取り組んでいきます。

不登校、いじめ、友人関係など、こどもの悩みや不安に対する相談体制の充実にも直接的な関係者だけでなく、実情に即しながら包括的な対応に努めます。

また、地域ぐるみによるこどもの健全育成に必要な、地域ごとにこどもを巻き込んだ事業の実施や、交流の場所（居場所）の確保を推進するため、地区社協や自治会、関係団体等の地域連携を基に整備検討が進められるよう支援に努めます。

2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

(1) 効果的・効率的なニーズの把握

基幹相談支援センター、障がい者虐待防止センター、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）等の相談窓口や、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の会議体に寄せられる、公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の中で、包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで情報を共有化できる体制を整備します。

また、地域で活動する個人や団体との交流の中で、表面化しづらい「声なきニーズ」の把握に努めます。

① 障がいのある人の相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図ることにより、効果的・効率的なニーズの把握を図ります。

② 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

障がいのある人への支援体制の整備を図り、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関との連絡調整を目的として、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。

協議会の中に、就労支援部会・子ども部会・相談支援部会・権利擁護部会・医療的ケア児者支援部会・地域生活拠点等運営会議を設置し、地域のニーズの把握に取り組みます。

③ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人に対する虐待について、虐待防止条例や障がい者虐待対応マニュアルに基づき、通報等の受付、事実確認、支援方針の決定などの対応を行うとともに、虐待の防止に取り組みます。

(2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化

① 市のホームページのウェブアクセシビリティ向上

市のホームページについては、情報収集及び内容を把握考慮し、常時最新の行政情報の提供及び検索や情報の入手がしやすくなるよう、コンテンツの充実を図っております。福祉情報の充実を進めるとともに、全ての人が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に取り組みます。

② 転入者への担当民生委員の紹介

本市への転入者に対し、「くらしの便利帳」や「ごみの出し方・資源の出し方」等を配布し市の行政情報を提供していますが、地域の細かな情報や困りごとへの対応を

図ることが求められていました。

特に障がいのある人や、小さいこどものいる家庭における支援希望の転入者に対し、相談者として民生委員（児童委員）を紹介しています。

地域の相談役である民生委員（児童委員）については、個人情報保護に配慮しつつ周知していくものとします。

③ 意思疎通支援の充実

令和2年度に制定した野田市手話言語条例、令和3年度に制定した野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づき、意思疎通支援の充実のための取組を推進します。

3 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実

（1）日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業の普及啓発

高齢社会や知的、精神の障がいのある人への福祉の観点から、判断能力が低下し自己決定が困難な人の権利や財産を守るとともに自立した社会生活を支援することが必要であり、その対応目的として「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度利用促進事業」等があることから、周知広報活動が求められてきました。

現在は、中央地域包括支援センター、東地域包括支援センター、南第1地域包括支援センター、北地域包括支援センター、関宿地域包括支援センターを設置し、高齢者の成年後見制度等の相談対応に努めています。

野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っています。

心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。

今後は、制度や事業の周知を更に進めていきます。

（2）苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）

福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対して、これまで野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見やすい場所に苦情解決システムの周知用チラシを掲示するなど、苦情解決に努めてきました。

また、社会福祉協議会に福祉サービス苦情相談員として、社会福祉協議会が提供する福祉サービスの苦情に対する受付窓口を設置するとともに、案内チラシを配布し制度の周知、利用促進を図っています。

（3）地域包括支援センターの活用

地域における総合的な介護予防システムの確立を目指すために、市内を四つの日常

生活圏域に分けて、各圏域に地域包括支援センターを整備しました。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、要支援者を対象に、介護予防ケアマネジメントの実施、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などのケアマネジャー支援を行っており、今後とも継続した支援を行っていきます。

4 生活困窮者の自立支援

(1) 日常生活の支援

生活困窮者への支援として、野田市における相対的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握することが必要であり、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努めることが重要です。

野田市では、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成 17 年 8 月 1 日施行）」を実施しており、主に生活困窮につながる様々な状況の世帯を対象に、自ら賃貸住宅を探すことが困難な方に対する民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しております。また、離職による生活困窮者等の住宅に対して、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。

今後は、生活に困窮する世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた既存の支援を継続するとともに、生活困窮者への様々な面における適正な支援について、必要な施策とともに支援体制の強化を図っていくものとします。

また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるように、関係機関の連携を強化し、継続的に実施していきます。

(2) 自立に向けた支援

生活困窮者自立支援法の必須事業である自立相談支援事業により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組んできましたが、令和元年度からは、複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、就労準備支援事業、家計改善支援事業を加えて3つの事業を一体的に行っております。

経済的な問題のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康、犯罪や非行からの立ち直りなど様々な問題を抱えた方を幅広く対象とし、必要な情報の提供や助言、関係機関との連携、同行支援等を行うことにより、課題が複雑化、深刻化する前に寄り添い型の支援を実施し、相談者の自立促進を図っています。今後も、支援対象者の掘り起こしと、就労や家計の見直しなど自立に向けた支援を行っていきます。

(3) 学習支援事業

平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。その

後、対象者を経済的な理由のみならず全中学生に拡大するとともに、30 年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として実施しています。

今後も、引き続き実施していきます。

(4) 生活困窮者支援等のための地域づくり

地域における繋がりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

地域の実情を把握し、地域住民主体の活動を活性化させるため、地域で実施されている個別の活動や人を把握して住民に身近な圏域を中心に「人與人」「人と居場所」をつなぎ合わせるなど、地域住民の活動支援や情報発信を行います。また、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場として「居場所」を整備します。

その他、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行うなど、地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業及び地域共生社会の実現に資する取組を実施します。

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立

(1) ハード面のバリアフリー化

野田市の「福祉のまちづくり運動」は、高齢者や障がいのある人の利用頻度の高い道路のバリアフリー整備について、福祉の予算として確保した上でできることから対応していく市独自の事業活動として、平成9年度を「福祉のまちづくり元年」として位置付け、高齢者、障がいのある人、警察、市職員等で構成したパトロール隊による「福祉のまちづくりパトロール」として、拠点区域（公共施設）を中心とする半径500メートル圏内を対象に実施しました。

また、25年度からは対象を、拠点区域を中心とする半径1,000メートル圏内に拡大して実施し、30年度末までに利用頻度の高い路線は完了しました。

令和元年度からは、公共施設や商業施設を中心に、再度、半径500メートル圏内を対象に実施し、3年度からは、道路等のバリアフリー化に限らず、高齢者や障がいのある人のニーズに合わせた、公共施設のバリアフリー化を進めています。

公共施設においては、施設内部の様々な障壁を取り除く必要があることから、施設管理者の事業者等に対し、施設内のバリアフリー化について必要な措置を講じる責務を規定した「千葉県福祉のまちづくり条例」を周知するとともに、市及び事業者等の関係機関で組織する「福祉のまちづくり運動推進協議会」の啓発活動を通じて、関係者が一体となってバリアフリー化に取り組んでいます。

(2) ソフト面のバリアフリー

① 心のバリアフリーの推進

バリアフリーのまちづくりを進めることは、ノーマライゼーション社会の実現につながる重要な事業活動です。物理的（ハード面）な障壁への対応は改善されつつありますが、心理的障壁を除去（心のバリアフリー）するためには、誰もが「他者の抱える様々な生きづらさ」について理解し、思いやりの心を持つことが何よりも重要だと考えられます。

誰もが生きていれば歳をとり高齢者となります。日々の生活の中で病気や事故により障がいの状態となるかもしれません。思いがけず経済的に困窮するかもしれません。社会的に孤立するかもしれません。もしかしたら、自分が置かれている窮状に気づいていない人がいるかもしれません。生きづらさを抱えているのは、家族や友人、仕事の仲間、隣家の住人かもしれません。

誰もが手助けを必要とする側となる可能性があるとの理解を得ることで、地域福祉が「他人事（ひとごと）」ではなく「我が事（わがこと）」と捉えられること、そして、何らかの手助けを必要とする方でも、残存能力を活かし日々の生活をより良く過ごす

ことができる、地域で生活していけるという「気づき」を得ることは、大きな意味を持つと言えます。

本市は、これまで福祉のまちづくりフェスティバル（市民ふれあいハートまつりと同時開催）において、当事者団体による活動報告、発表などを行い、啓発に努めています。

また、当事者団体、支援者団体等による地域における自発的な活動に対して補助金を交付し、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図っています。

② 高齢者や障がいのある人等に対する防災面でのバリアフリー

（野田市避難行動要支援者支援計画等）

本市では、これまで高齢者や障がいのある人等を災害時要援護者として位置付け、地域において災害時要援護者の把握や、支援体制づくりを進めていくため、自治会等への説明を継続的に行い、合意形成を図ることで災害時要援護者台帳の作成を進めてきました。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿の整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで、避難支援団体等への名簿情報の事前提供が可能とされたことから、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項について地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援計画を策定しました。

令和 3 年 5 月に災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。災害の発生時等に自力での避難が難しいと思われる高齢者、障がいのある人、難病患者、妊婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿への登載に同意された方については、平常時用の名簿に登載し、平常時の声かけや見守り等に活用してもらうため、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会等の代表者）へ提供し、個別避難計画の作成に協力いただいています。また、同意のなかった方については、災害が発生した時などに提供する災害時用の名簿に登載しています。

避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。

その他、「障がい者のための防災ハンドブック」を作成し、障がい者団体を通じ配布するとともに、障がい者手帳交付時に窓口に置いて配布をしています。

2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

（1）市内事業所への働きかけ

市内の事業所や店舗へ働きかけ、地域における福祉活動への協力を得ることで、事業所の従業員や店舗の利用客など、より幅広い市民へ、地域福祉を伝えることができると考えられます。

事業所や店舗による協力は、画一的なものとなせず、その規模や特性をふまえた、より有効な手法や協力内容を検討します。

なお、野田市では、千葉県福祉のまちづくり条例をふまえ、大規模店舗の建設や宅地開発などにおいて、事前協議を行い、バリアフリー等への配慮について働きかけを行っています。

第4章 自殺対策の推進（自殺対策計画）

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等

（1）計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に増加して3万人を突破し、その後23年間で14年間連続して3万人を超える状態が続きました。このような状況の下、我が国の自殺対策は、18年6月に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は先進諸国よりも高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することになりました。

本市では、令和2年に策定した野田市地域福祉計画【第3次改訂版】で自殺対策計画を掲げ、様々な自殺対策に取り組んできましたが、前計画の計画期間が終了することから、国、県等の動向を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり」を目指して、自殺対策計画を改訂します。

（2）計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

（3）計画の期間

本市の地域福祉計画の策定に合わせ、令和7（2025）年から令和11（2029）年度までの5年間とします。

（4）計画の数値目標

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、前大綱の目標値である令和8（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることを、引き続き目標と定めています。

こうした国の方針を踏まえ、本市の目標値について、平成 27（2015）年の年間の自殺死亡率 19.2 を、引き続き令和 8（2026）年までに約 13.4、令和 11（2029）年までに約 11.7 まで減少させることとします。

なお、目標が達成された場合は、本計画の見直し期間にかかわらず、その在り方も含め目標を見直すものとします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

○自殺死亡率

平成 27（2015）年		令和 8（2026）年		令和 11 年（2029）年
19.2（30 人）	⇒	約 13.4（21 人）	⇒	約 11.7（19 人）

2 野田市における自殺の現状

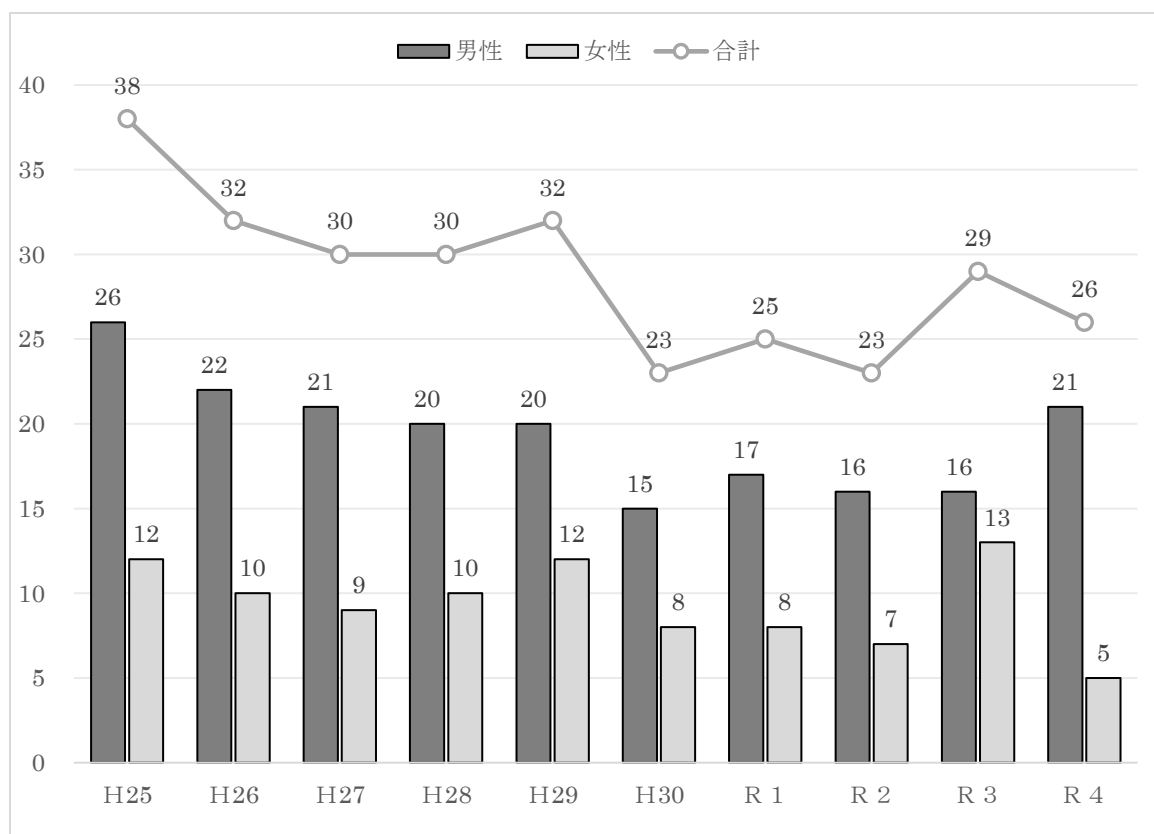
（1）自殺者数の推移

令和 4 年までの過去 10 年間では、野田市の自殺者数は、平成 25 年の 38 人から緩やかに減少し、平成 30 年 23 人と大幅に減少した後は増減を繰り返し微増傾向で推移しています。性別では、男性の自殺者数は、女性の約 2 倍となっています。

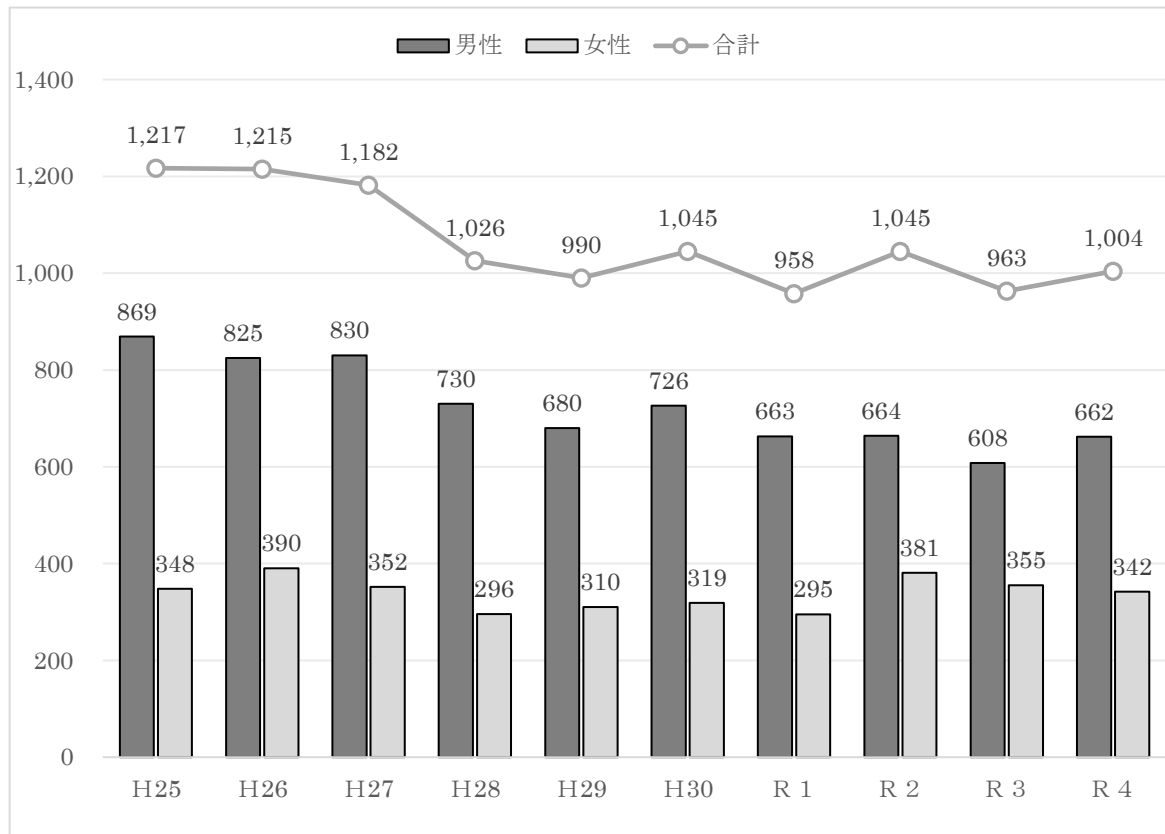
千葉県の自殺者数は、平成 25 年から平成 29 年まで緩やかに減少し、その後は増減を繰り返し 1,000 人前後で推移しています。

全国の自殺者数は、平成 25 年の 27,283 人から減少し、令和元年に 2 万人を下回り、その後は微増で推移しています。

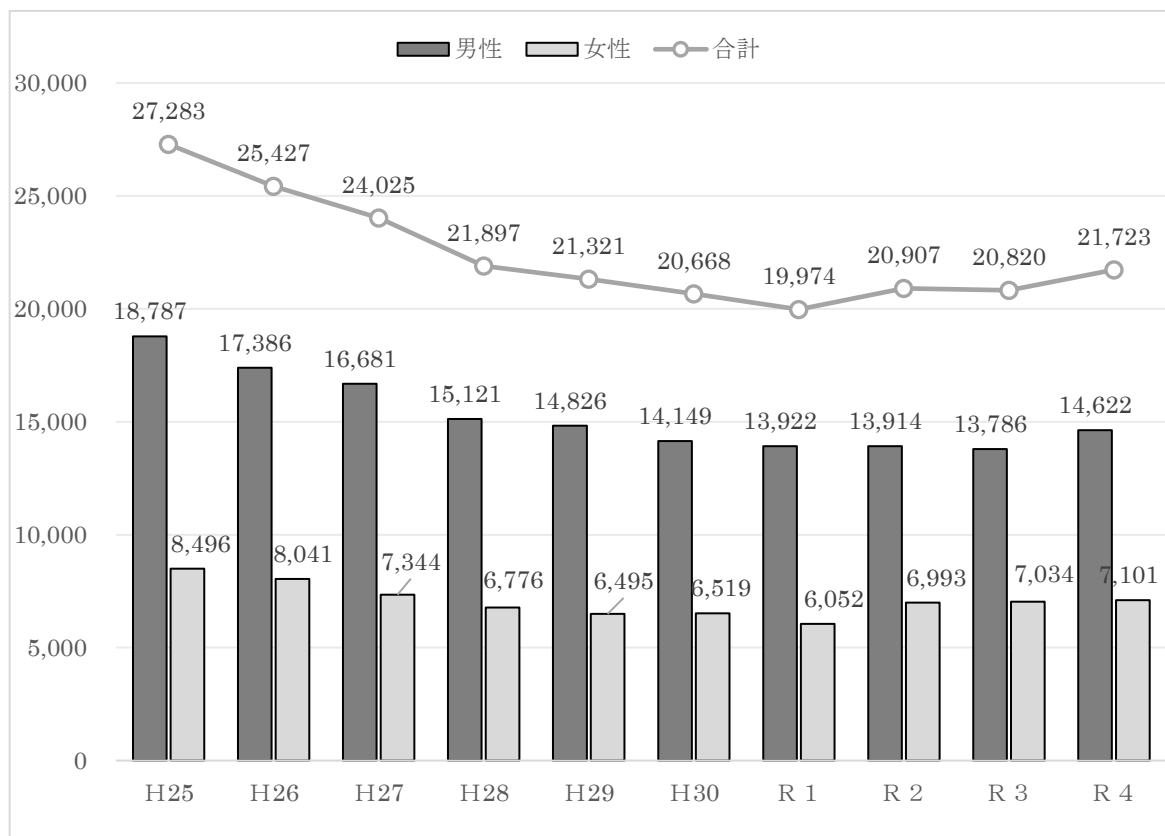
① 野田市（H25 年～R4 年）



② 千葉県 (H25 年～R 4 年)



③ 全国 (H25 年～R 4 年)

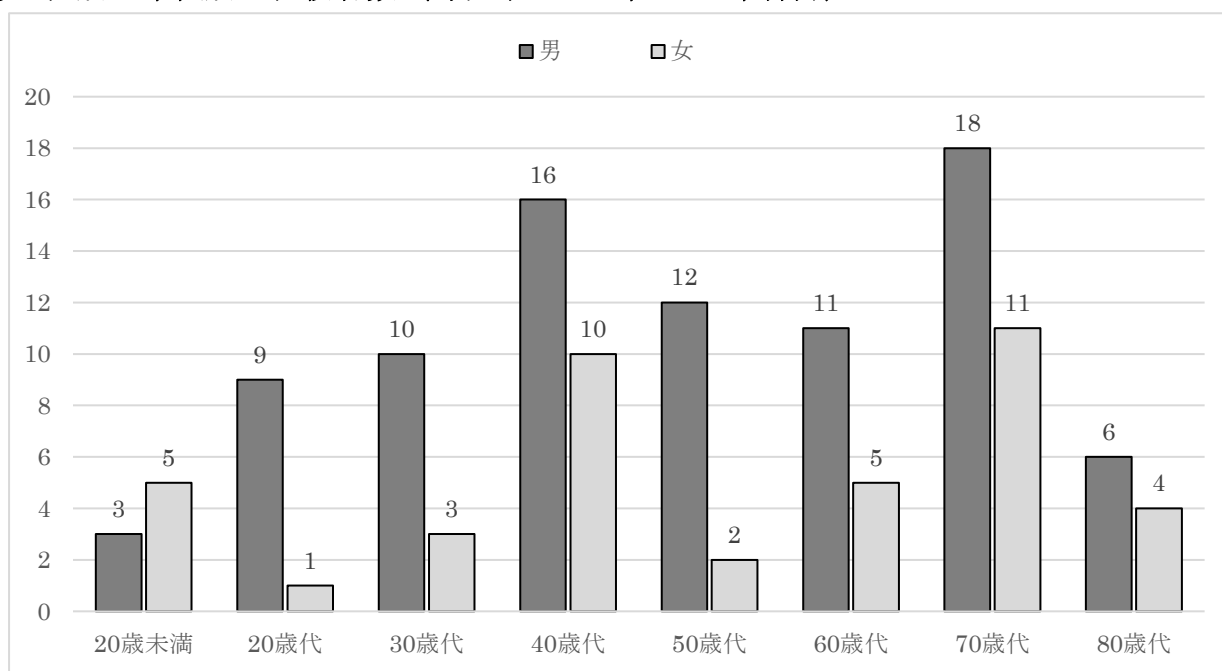


(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較

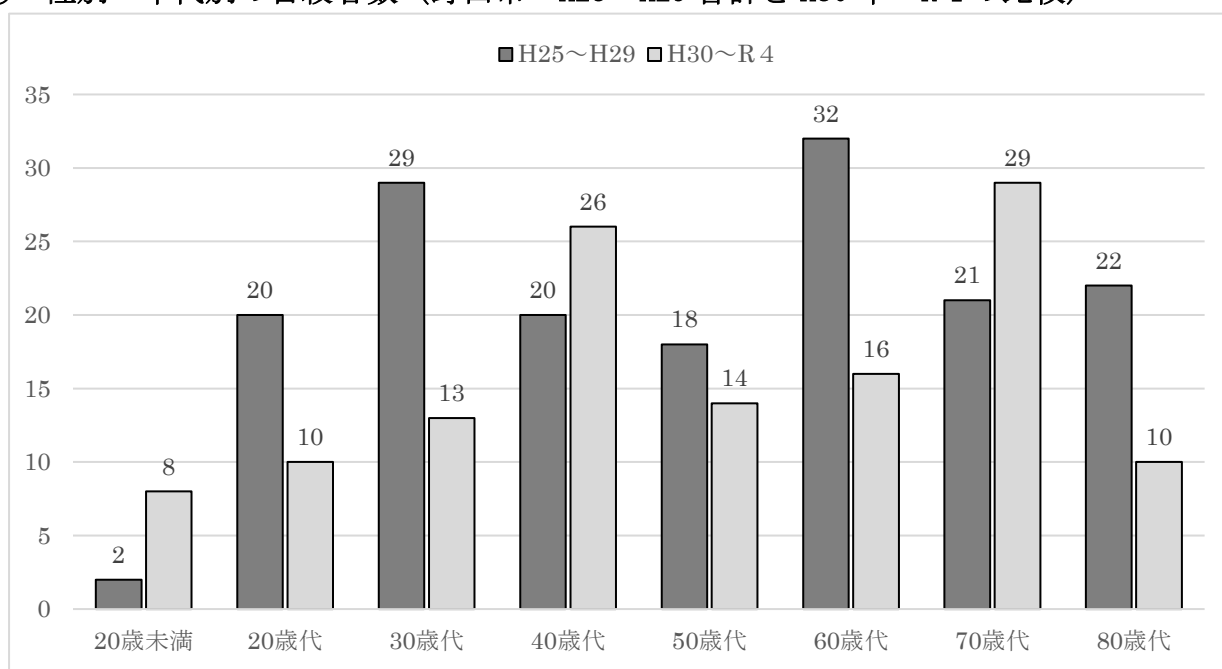
性別・年代別の自殺者数（平成 30 年から令和 4 年合計）を見ると、男性では 70 歳代、40 歳代、50 歳代の順で多く、女性では、70 歳代、40 歳代が多い状況です。また、平成 25 年から 29 年の合計と平成 30 年から令和 4 年の合計の比較を見ると、20 歳未満、40 歳代、70 歳代が増加し、他の年代は減少しています。

野田市の自殺死亡率を全国・千葉県と比較すると、全国・千葉県よりも高い水準で推移していましたが、平成 30 年以降の平均値を比較すると、野田市 16.3 は、千葉県 15.9 より高いが、全国 16.4 とほぼ同じ水準となっています。

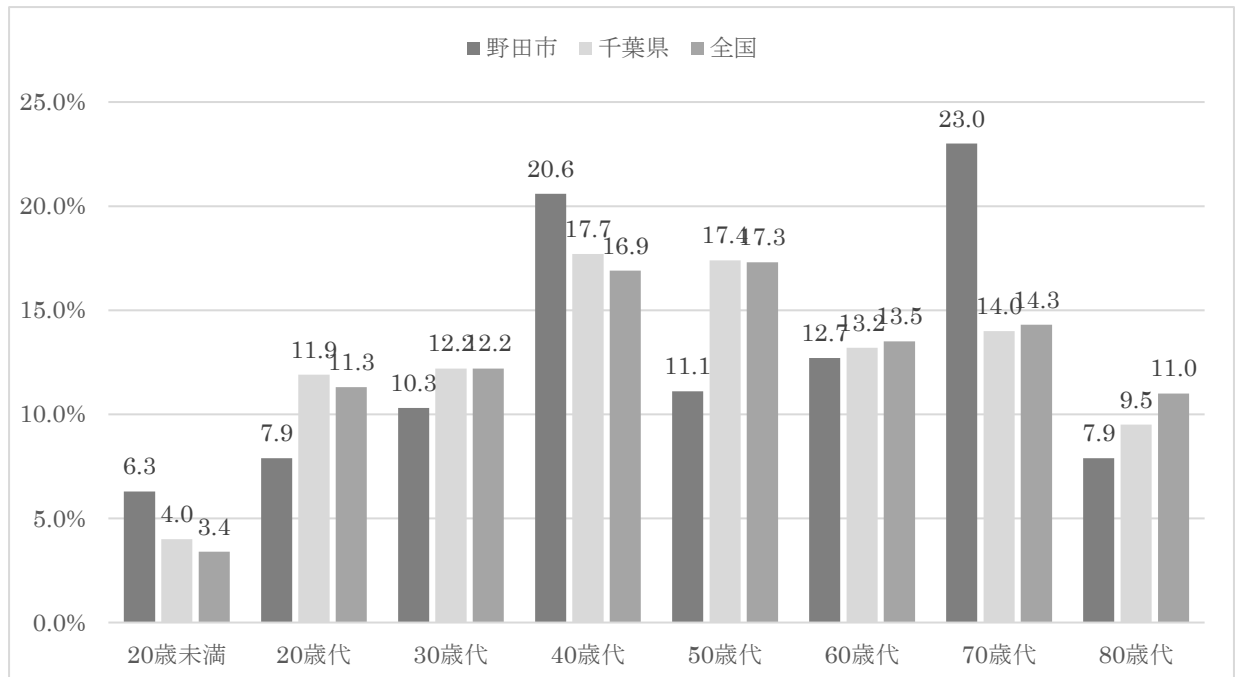
① 性別・年代別の自殺者数（野田市 H30 年～R 4 年合計）



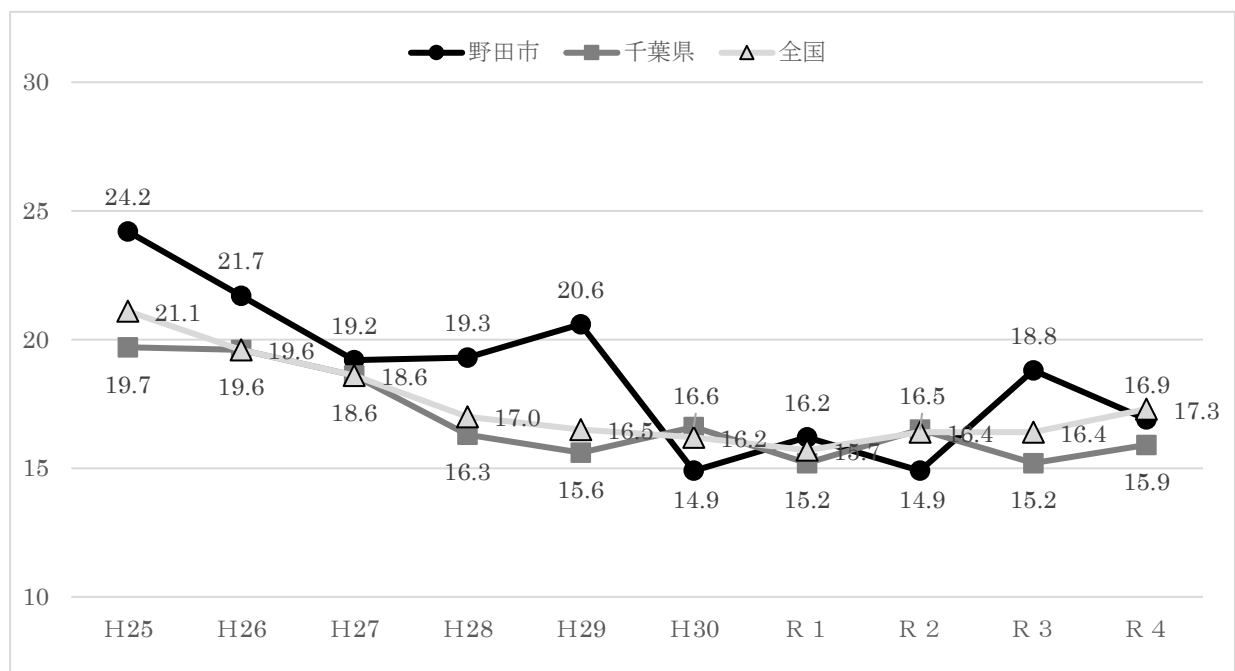
② 性別・年代別の自殺者数（野田市 H25～H29 合計と H30 年～R 4 の比較）



③ 年代別の自殺者割合（H30 年～R 4 年合計）



④ 自殺死亡率の全国・千葉県との比較



(3) 支援が優先されるべき対象群

① 野田市の主な自殺の特徴

平成 30 年から令和 4 年までの合計の自殺者数は、男性 60 歳以上無職同居が 21 人（16.7%）と最も多く、次いで、男性 40～59 歳有職同居が 13 人（10.3%）、女性 60 歳以上無職同居が 12 人（9.5%）の順になっています。

背景にある主な自殺の危機経路として、うつ状態を経由する傾向にあります。

いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル 2023」では高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関する取り組みが推奨されています。

野田市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H30年からR4年までの合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	21	16.7%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職独居	13	10.3%	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	12	9.5%	うつ状態＋アルコール依存→自殺
4位:男性 40～59歳有職同居	11	8.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳無職同居	9	7.1%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

【出典】いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

※ 順位は自殺者数の多さに基づく。

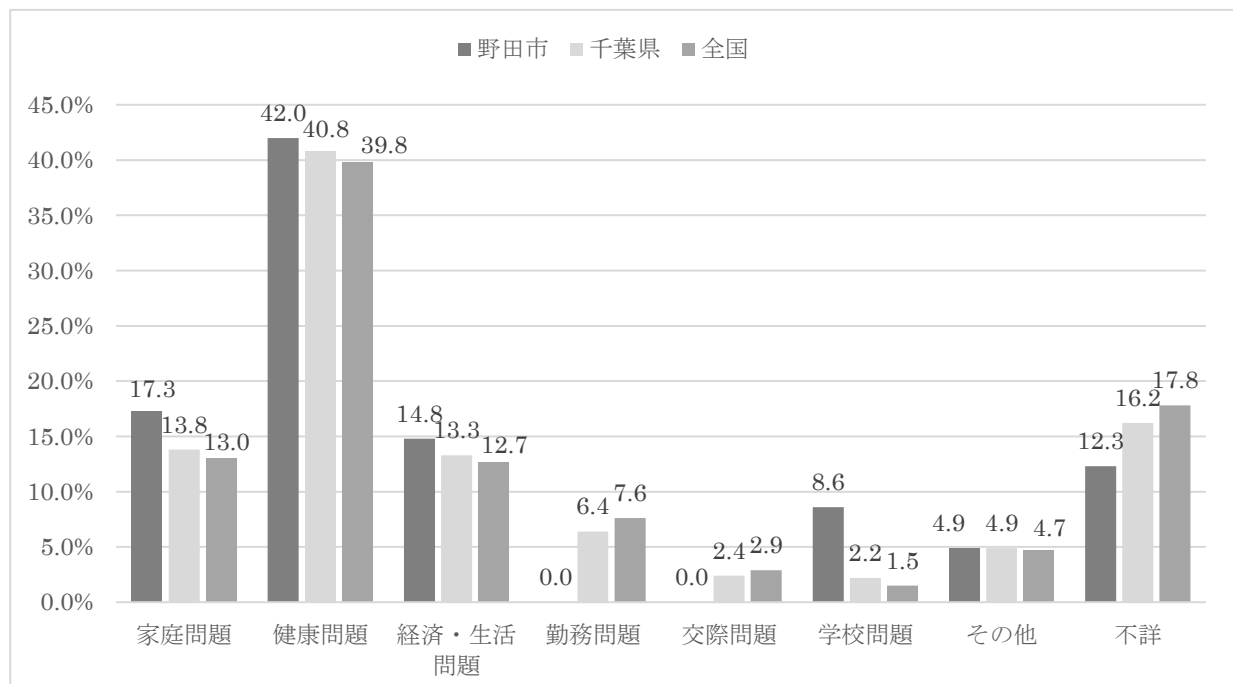
※ 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

※ 上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものを記載した。

② 原因・動機別自殺者割合【複数回答】（H30年～R4年合計）

本市の原因・動機別自殺者割合は、健康問題 42.0%、家庭問題 17.3%、経済・生活問題 14.8%の順に割合が高く、全国及び千葉県と同様となっています。



3 野田市の自殺対策における取組

野田市の自殺の実態を分析した結果や、国から提供された「野田市の自殺の特徴」を踏まえ、生きる支援の取組として以下の4つの基本施策と3つの重点施策を推進します。

(1) 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

① 地域におけるネットワークの強化

生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。また、様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報共有を推進します。

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、高齢、障がい、こども等の各種事業又は重層的支援体制整備事業として、情報共有するなど、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整備します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、広く市民に働きかけることで、地域の担い手・支え手となる人材を育成していきます。

① ゲートキーパーの育成

ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことで、特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。

健康面の問題や経済的な困窮、進学や就労の場での困難、社会的マイノリティなど、様々な問題を抱えて悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することで、命の門番となります。

1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、地域で行動していただくことで、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう育成に努めます。

基本施策3 市民への啓発と周知

相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。そのため、市民との様々な接点を生かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には広報媒体や

公共施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

① リーフレット等の作成と配布

納税や保険料の支払、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続や相談のための窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

② 地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布し、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、支援者から各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。

③ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知

9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。

④ 高齢者や障がいのある人向け啓発資料への情報掲載

高齢者や障がいのある人向けしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る取組を進めます。

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。

② 適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。

③ 子育て世帯に対する支援

保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。

④ 児童家庭に対する支援

児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機

関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。

⑤ 支援者への支援

- ・ **介護者への支援**：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。
- ・ **市職員への支援**：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。
- ・ **教職員への支援**：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。

(2) 重点施策

本市では、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で、126 人（男性 85 人、女性 41 人）が自殺で亡くなっています。そのうち 55 人は 60 歳以上で、高齢者が全体の 43.7%を占めています。全国及び千葉県では 40 代、50 代の割合が最も高く、本市でも 40 代、50 代が 40 人で全体の 31.7%と高齢者に次ぐ高い割合を占めています。

原因・動機別では健康問題、家庭問題、経済・生活問題の割合が高く、全国及び千葉県と同様となっています。

いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル 2023」では、高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関する取り組みが推奨されています。

こどもについては、平成 25 年から 29 年までの 5 年間で、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で比較すると、自殺者数が増加しており、全国及び千葉県でも増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、重点施策については、「高齢者」の自殺対策を重点的に推進することとします。また、「生活困窮者」、「こども」についても高齢者に次ぐ重点施策として自殺対策を推進していきます。

重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域でのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれもあります。さらに、団塊世代の高齢化が進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親とこどもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050 問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側が共に疲弊してしまい、最悪の場合は共倒れの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的な支援）の啓発と実践を共に強化していく必要があ

ります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援先へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその家族が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。引き続き、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを進めていきます。

① 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

② 支援者への「気づき」の力を高める

高齢者の日常生活を支援する人がゲートキーパーとして、日々の交わりの中で自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐことができるよう、情報を提供します。

③ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

④ 高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談できるよう、介護者同士の交流の場を確保し、情報交換を行ったりすることにより、介護者の負担軽減を図ります。

重点施策 2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

本市における、過去5年間（平成30年から令和4年まで）の自殺者126人のうち、22人が経済・生活問題を原因・動機としています。

自殺の危険性が高い方には、既に生活困窮状態にある方だけでなく、将来的に生活困窮に至る可能性のある方もいること、また、生活困窮状態と他の要因が絡み合うことで、自殺の危険性が高まることが考えられます。

こうした状況を踏まえて厚生労働省は、平成28年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。本通知においては、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援を展開することが重要」とし、そうした取り組みの実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」とされております。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連携に向けては、国を挙げての取組が進められており、本市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っています。

① 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

② 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につなぐことができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

重点施策 3 こども・若者向け自殺対策の推進

本市における、過去5年間（平成30年から令和4年まで）の20歳未満の自殺者数は、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっていますが、自殺者数は増加しています。

以前より、本市は、こども・若者向けの対策を重点施策の一つとして位置付けております。それは、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けてもらうことは、将来の自殺リスクの低減につながり得ると考えられるからです。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、こどもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条第3項において、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育または啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進）

さらに、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、「こども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の一つに追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、こどもの貧困対策や、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、こどもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性がうたわれ、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱でも、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることになっています。さらに、令和5年6月2日に取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととしています。

このように、こども・若者に対する自殺対策は、現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれ

ることのない社会を作っていく上で極めて重要な取組です。そのため本市では、こども・若者に対する自殺対策を市の重点施策の一つに加え、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

① こども・若者向けの相談支援の推進

こども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校で SOS の出し方に関する教育を実施します。

(3) 生きる支援の関連施策

N o	事業名	「生きる支援」事業内容	担当課
1 地域におけるネットワークの強化			
1	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にしたコミュニティ活動に関する研修会等の中で、自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成の機会となり得る。	市民生活課
2	市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げて活動している市民活動団体を支援することで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民生活課
3	地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者支援課
4	高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者支援課
5	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	生活支援課

6	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	子ども家庭総合支援課
7	障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	障がい者支援課
8	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	障がい者支援課
9	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市、保健所、医療機関、基幹相談支援センター、中核地域生活支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所などが協働して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。	障がい者支援課
2 自殺対策を支える人材の育成			
10	ゲートキーパーの育成	誰もがゲートキーパーとして活躍し、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう、ゲートキーパーの普及と促進に努める。	生活支援課
11	ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	生活支援課
12	青少年育成団体	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年育成団体に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	生涯学習課
13	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	児童家庭課
14	ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担え	児童家庭課

		るようになることから、会員を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	
3 市民への啓発と周知			
15	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	生活支援課
16	図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	興風図書館
17	老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
18	中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
19	関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
20	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にしたコミュニティ活動に関する研修会等の中で、自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	市民生活課
21	人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることににより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
22	男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることににより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
23	育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	学校教育課
24	教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	学校教育課
25	青少年対策事務	青少年育成団体の会議等において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	生涯学習課

26	青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	生涯学習課
27	ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	障がい者支援課
4 生きることの促進要因への支援			
28	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	総務課
29	認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	高齢者支援課
30	えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人とがつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
31	認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
32	敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
33	避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
34	福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ること、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	高齢者支援課
35	家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	高齢者支援課

36	徘徊高齢者家族 支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	高齢者支援課
37	訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
38	合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
39	体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
40	配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
41	ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
42	緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
43	介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
44	養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
45	複合老人ホーム 野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	高齢者支援課
46	岩木小学校老人 デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関	高齢者支援課

		係機関と連携し、支援を行う。	
47	いきいきクラブ 連合会の技術支 援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいを促し、自殺リスクの低減を図る。	高 齢 者 支 援 課
48	介護相談員派遣 事業	介護相談員の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高 齢 者 支 援 課
49	母子健康手帳交 付	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保 健 セ ン タ ー
50	子ども相談	妊娠期から未就学(発達相談は 18 歳まで)の親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保 健 セ ン タ ー 子 ども の 発 達 相 談 室
51	野田市乳児家庭 全戸訪問事業（新 生児・妊産婦、低 体重児訪問指導 を含む）	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保 健 セ ン タ ー
52	各種健診（乳幼 児）	乳幼児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保 健 セ ン タ ー
53	健康相談	健康に関する様々な相談に応じ自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談を通じて、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、啓発を図る。	保 健 セ ン タ ー
54	市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	収 税 課
55	市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが	営 繕 課

		少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につながる等の対応を取る。	
56	消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	市民生活課
57	避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があるとあり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	防災安全課
58	人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
59	女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
60	男性のための電話相談	職員の傾聴を中心とした相談、男性の様々な問題の相談に応じており、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
61	DV相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
62	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につながる等の対応を取る。	学校教育課
63	育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につながる等の対応を取る。	学校教育課

64	教職員人事・研修 関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	学校教育課
65	学校職員安全衛生 管理事業	安全衛生推進者と衛生担当者が学校職員（支援者）の悩みや相談等に対応するなど心の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	学校教育課
66	学校職員ストレス チェック事業	ストレスチェックを実施し、児童生徒を支援する学校職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。	学校教育課
67	給食費の滞納金 徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と応対する場合には、家庭状況に関する聞き取りを行い、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課
68	教育・いじめ相談 （対象：小中学校 の児童生徒）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い児童生徒がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	指導課
69	教育・いじめ相談 （対象：青少年）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談において、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	生涯学習課
70	つどいの広場事 業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
71	地域子育て支援 拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
72	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
73	子ども館事業	子ども館を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課

74	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	児童家庭課
75	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
76	養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
77	ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
78	母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
79	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
80	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
81	母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と	児童家庭課

		必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	
82	児童家庭相談事業 (家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
83	児童家庭相談事業 (児童虐待防止対策)	こどもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
84	児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
85	子育て短期支援事業(ショートステイ)	こどもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
86	育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	子ども家庭総合支援課
87	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	生活支援課
88	民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	生活支援課
89	地域生活支援拠点事業	地域生活支援拠点において、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。	障がい者支援課
90	障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がいのある人差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	障がい者支援課
91	障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自	障がい者支援課

		殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	
92	障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて当人や家族等の支援を行う。	障がい者支援課
93	障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がいのある当事者による相談業務を実施する。	障がい者支援課
94	市職員への支援	健康相談やメンタルヘルス講習会の機会を提供し、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導を実施する。	人事課
5 児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育			
95	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまうこどももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	指導課
96	いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象に SOS の出し方に関する教育を実施する。	指導課

第5章 成年後見制度利用の促進

(成年後見制度利用促進基本計画)

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる 包括的な支援体制づくり】

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人のため、財産や預貯金の管理や、介護などのサービス利用や施設への入所などの契約行為を本人に代わり、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）が行うことによって、本人の権利擁護を図る制度です。

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等により、今後も認知症高齢者や知的障がいその他の精神上の障がいのある人への支援の重要性が高まっていくと考えられます。

国は成年後見制度の利用が十分に進んでいないとして、平成28年4月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」（以下「法」といいます。）を公布し、同年5月から施行しました。さらに、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が定められ、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が定められました。市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

(2) 計画の位置付け

市は、本計画内で、成年後見制度の利用促進について示し、これをもって「成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けるものとします。

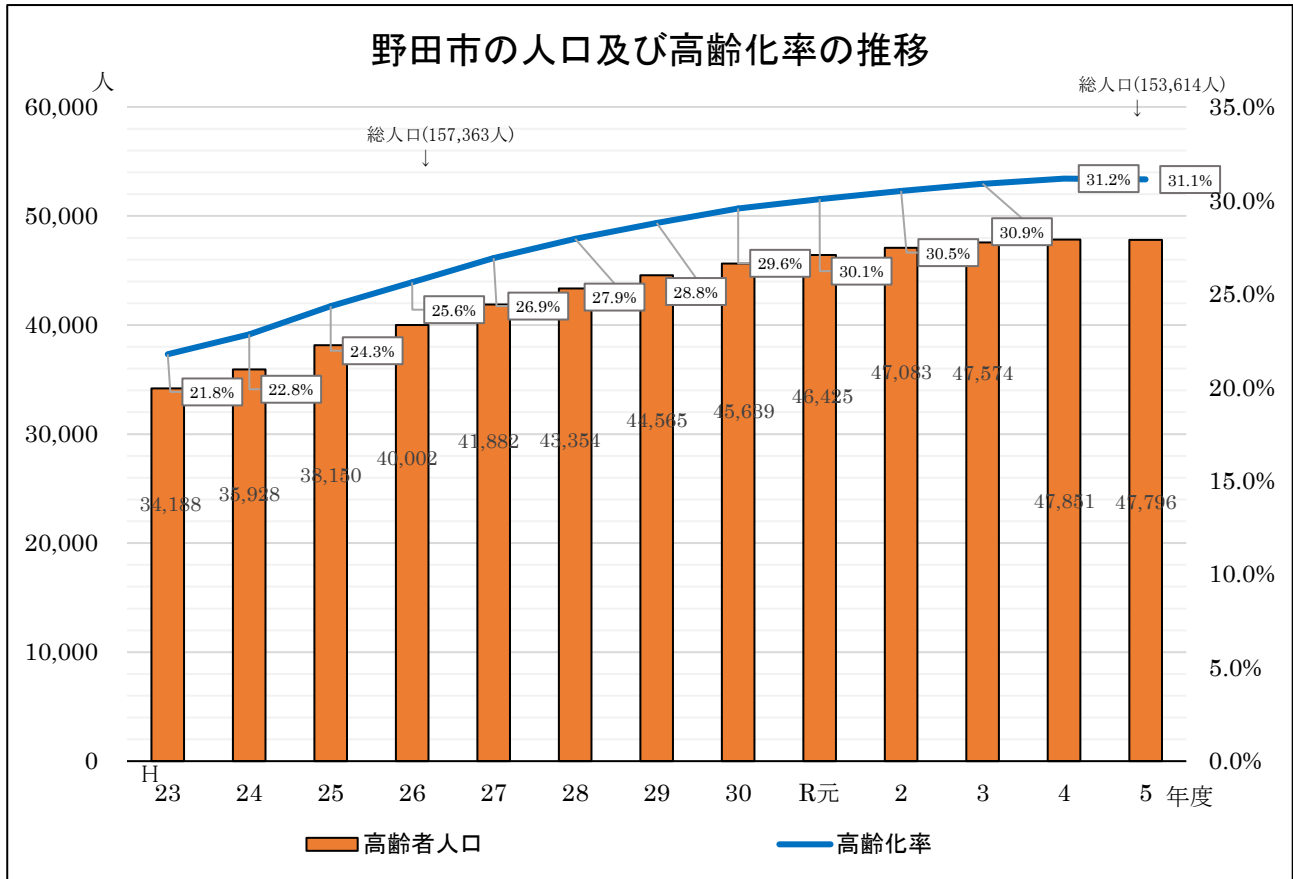
また、野田市シルバープラン、野田市障がい者基本計画において具体的な施策について定め、取り組んでいきます。

2 現状と課題

(1) 本市の高齢者人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成 24 年 4 月 1 日の 157,363 人から減少傾向となり、令和 5 年 4 月 1 日現在、153,614 人となっています。

一方高齢者人口は、35,928 人から 47,796 人と年々増加しており、高齢化率は 31.1% と全国平均より 2 ポイント以上高くなっています。



資料：住民基本台帳 ※各年 4 月 1 日現在

(2) 要支援・要介護の認定者数

令和 4 年度と令和 5 年度を比較すると、要支援 1、要支援 2 の認定者の伸びは、2～5%の減となっており、要介護 1 及び要介護 3 及び要介護 4 の認定者の伸びは 6～10% 程度の増となっています。要介護 2 要介護 5 はほぼ横ばいとなっており、全体的には 2.8%の増となっています。

(人)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
要支援 1	1,056	1,058	1,083	1,028
要支援 2	1,508	1,479	1,562	1,524

小計(a)	2,564	2,537	2,645	2,552
要介護1	1,400	1,540	1,652	1,833
要介護2	1,549	1,536	1,488	1,481
要介護3	1,199	1,265	1,305	1,400
要介護4	897	947	1,018	1,087
要介護5	589	548	577	576
小計(b)	5,634	5,836	6,040	6,377
合 計(a+b)	8,198	8,373	8,685	8,929

(3) 認知症高齢者の状況

各年度3月31日現在の介護保険認定者のうち、直近の主治医意見書の日常生活自立度から認知症高齢者を集計しました。

全体的には、令和2年度と令和5年度を比較すると、認知症高齢者は増加傾向にあります。

(人)

内 訳	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症高齢者数	4,120	4,441	4,557	4,698

(4) 知的障がいその他の精神上的の障がいのある人の状況

高齢化社会の進行及び障がいを正しく認識し、身近なものとして捉えるという障がいに対する社会全体の認識の高まりによって、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。令和2年度と令和5年度を比較すると、療育手帳所持者数は9.1%の増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は28.2%の増となっています。

◆療育手帳所持者数

(人)

程 度		2年度	3年度	4年度	5年度
18歳以上	重度	436	447	459	451
	中度	324	331	349	360
	軽度	341	356	380	411
	小計(a)	1,101	1,134	1,188	1,222

18歳未満	重度	97	103	104	100
	中度	81	80	86	80
	軽度	214	219	226	227
	小計(b)	392	402	416	407
合 計(a+b)		1,493	1,536	1,604	1,629

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

程 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
1 級	243	245	249	251
2 級	786	863	987	1,005
3 級	359	403	544	523
合 計	1,388	1,511	1,780	1,779

(5) 成年後見制度の取組状況

① 本市の取組

判断能力が不十分で、親族からの成年後見申立て（後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求）が見込めない方について、市長が代わって申立てを行います。申立て費用は市が負担し、成年後見人等の報酬を被成年後見人等が支払うことが困難と認められるときは、家庭裁判所が決定した報酬の全部又は一部を助成しています。

◆成年後見制度に関する相談者数 (人)

内 訳	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
実 人 数	33	51	35	31
延べ人数	164	311	127	75

◆市長申立てによる審判確定件数

内 訳			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
高 齢 者	審 判 確 定	後 見 (件)	11	9	3	2
		保 佐 (件)	3	1	0	1

		補 助 (件)	0	0	1	0
	報 酬 助 成	利用者数(人)	8	9	10	6
		助成金額(円)	1,807,000	1,873,000	2,082,414	1,420,000
障 が い の あ る 人	審 判 確 定	後 見 (件)	4	3	3	1
		保 佐 (件)	0	2	1	0
		補 助 (件)	1	0	0	1
	報 酬 助 成	利用者数(人)	2	2	4	5
		助成金額(円)	272,326	261,964	974,000	1,220,000

②野田市社会福祉協議会の取組

平成 29 年 1 月に「野田市成年後見支援センター」を野田市社会福祉協議会が開設し、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように相談支援事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業の業務を実施しています。

◆相談支援事業 (件)

相 談 内 容	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
日常的な金銭管理等	56	77	75	65	58
制度に関する問合せ	5	3	3	1	0
成年後見制度に関すること	25	22	42	32	14
虐待や権利侵害に関すること	0	0	0	1	0
法人後見事業に関すること	5	0	0	0	0
その他（福祉サービスの手続等）	7	5	13	3	5
合 計	98	107	133	102	77

◆日常生活自立支援事業 (人)

内 訳	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
新規契約者数	34	30	23	25	28
解約者数	10	21	17	17	22

	・ 死亡	5	10	7	9	9
	・ 成年後見人等の選任	0	8	5	1	2
	・ 本人の意思	3	2	3	2	7
	・ 施設管理へ移行	2	1	2	5	4
契約者数（年度末）		77	86	92	100	106
生活支援員配置状況	現任者数	19	19	19	18	15
	登録者数	8	8	8	12	15

◆法人後見事業

内 訳		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
新規受任件数	後 見 (件)	2	5	5	1	0
	保 佐 (件)	1	1	0	0	0
	補 助 (件)	0	0	0	0	0
終了件数	後 見 (件)	0	0	1	2	1
	保 佐 (件)	0	0	1	0	1
	補 助 (件)	0	0	0	0	0
受任件数（年度末）	後 見 (件)	6	11	15	14	13
	保 佐 (件)	2	3	2	2	1
	補 助 (件)	0	0	0	0	0
後見支援員配置 状況	現任者数(人)	5	6	6	6	5
	登録者数(人)*	7	6	6	6	5

登録者数(人)*：市民後見人養成講座修了者

③ 市民後見人の養成

老人福祉法の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日から市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう後見等に係る体制の整備を行うことが規定されました。

これにより、市民後見人の育成及び活用について、市町村が主体となり取り組むこととされたことから、市は、平成 27 年度に市民後見人養成講座の実施を野田市社会福祉協議会へ委託しました。翌年には市民後見人養成講座フォローアップ研修（野田市社会

福祉協議会へ委託)を開催し、修了者のうち令和5年度末現在5人が、社会福祉協議会が受任する法人後見の支援員として活動しています。

(6) 課題

認知症高齢者及び知的障がいその他の精神上の障がいのある人の人数から見て、成年後見制度の利用者が少ないことや、申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約、施設入所に必要な契約のためとされているケースが多く、社会生活上の大きな支障がない限り、成年後見制度の利用が図られていないという状況です。

現在、市内における成年後見制度に関する相談・支援については、野田市社会福祉協議会が設置する成年後見支援センターが中心的な役割を果たしていますが、高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)や障がいのある人対応の相談窓口となっている障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所との連携は、個々のケースごとの単発的なものに留まっており、制度利用の可否を判断するためには、専門的な知識を有した医師、看護師、保健師、社会福祉士等の医療・保健・福祉関係者との連携を図ることが必要です。さらに、専門的知見が必要な場合において、専門職団体等(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)との協力体制の構築が望まれます。

3 成年後見制度利用の促進に当たっての目標と基本的な考え方

本市における成年後見制度の利用促進を推進するため、以下の基本施策に取り組んでいきます。

(1) 地域連携ネットワークの構築

市は、成年後見支援センター及び成年後見制度に携わる様々な関係者による地域連携ネットワークを構築します。

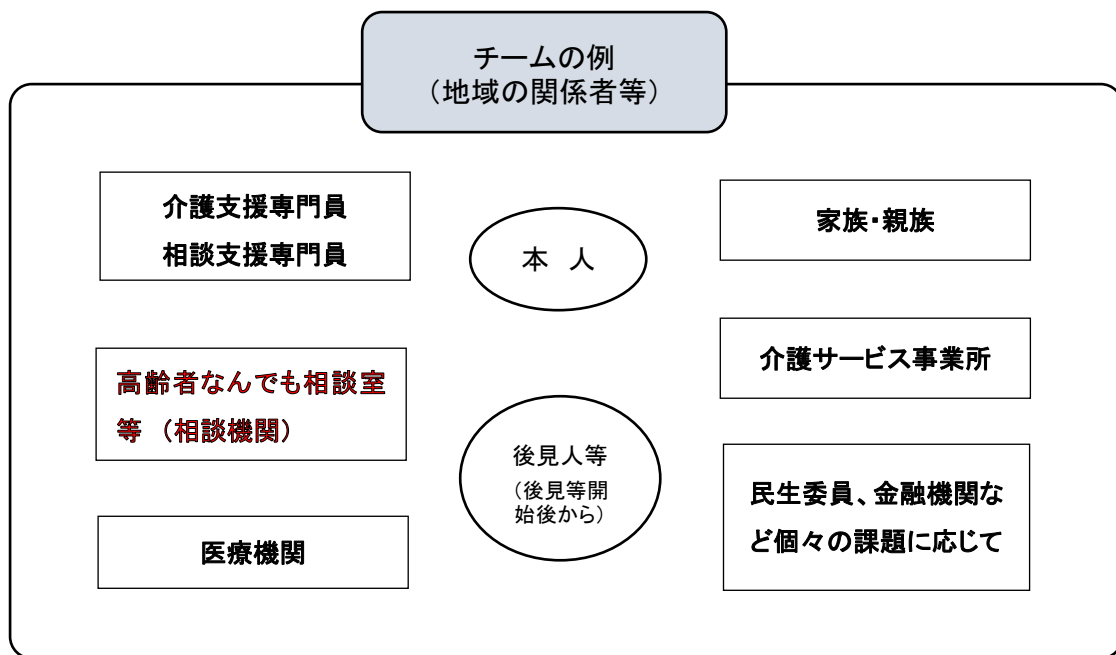
地域連携ネットワークは、地域包括ケアシステム等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援が受けられていない人などの発見に努め、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

権利擁護の支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が、「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。

後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、「チーム」に後見人等が加わる形で対応します。

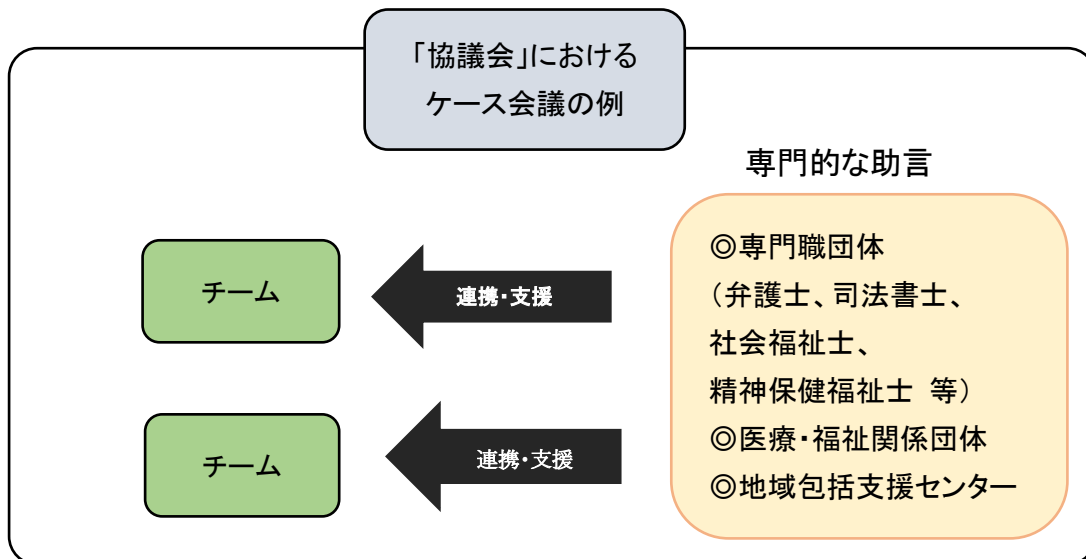


(チームに加わる関係者の例：親族、介護支援専門員、相談支援専門員、施設長、生活相談員、地域包括支援センター、主治医、看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、民生委員、金融機関等)

② 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、困難ケース等へ対処するため、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

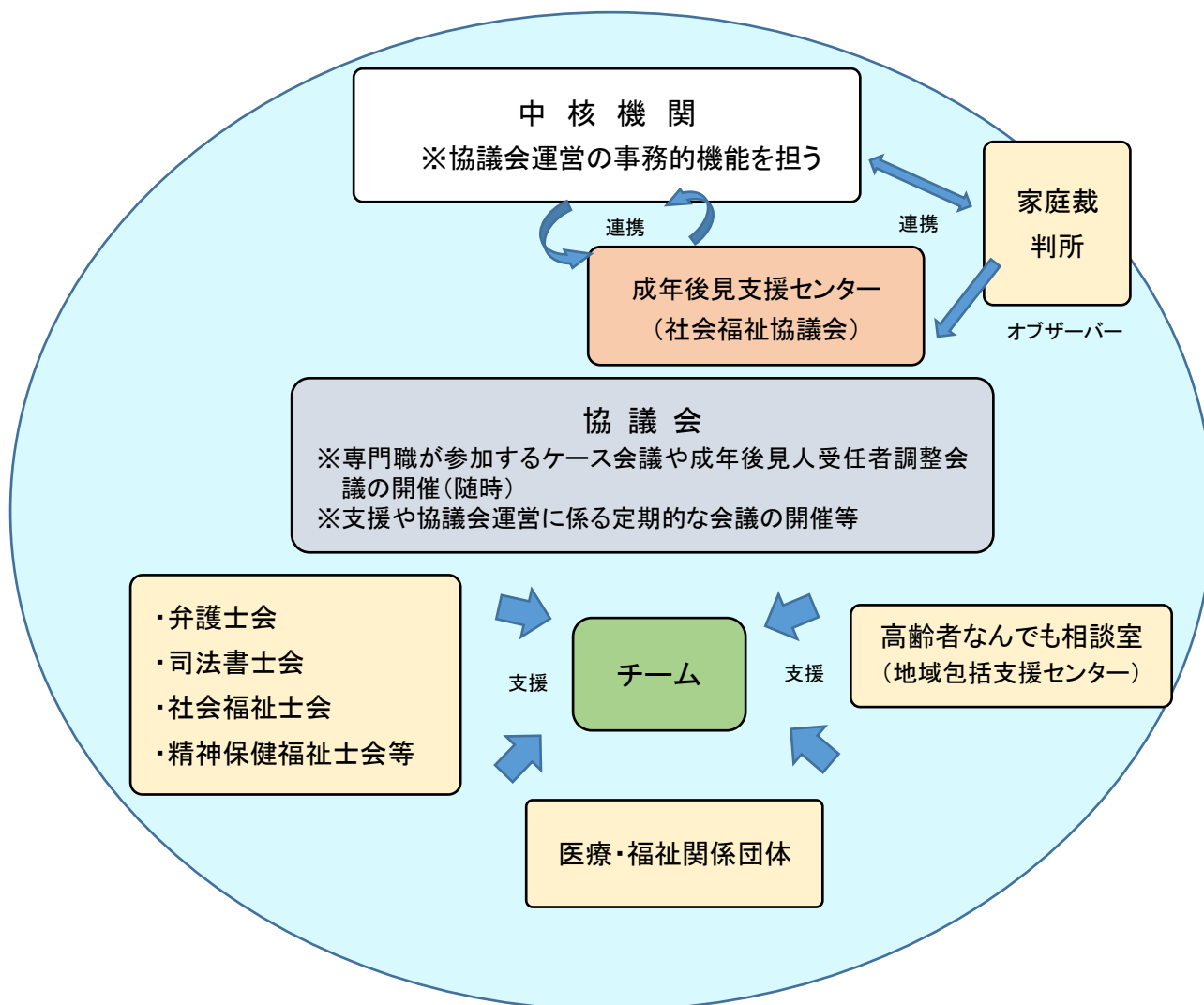
このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。



(2) 中核機関の設置及び担うべき機能

次のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくための中核となる機関（以下「中核機関」といいます。）を設置します。中核機関の運営は、相談機能の中心的な役割を担う成年後見支援センターと連携して行います。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



中核機関は、地域連携ネットワークを活性化させることにより、関係者それぞれが地域の権利擁護を果たすことができるよう主導していくとともに、次の機能の整備に取り組みます。

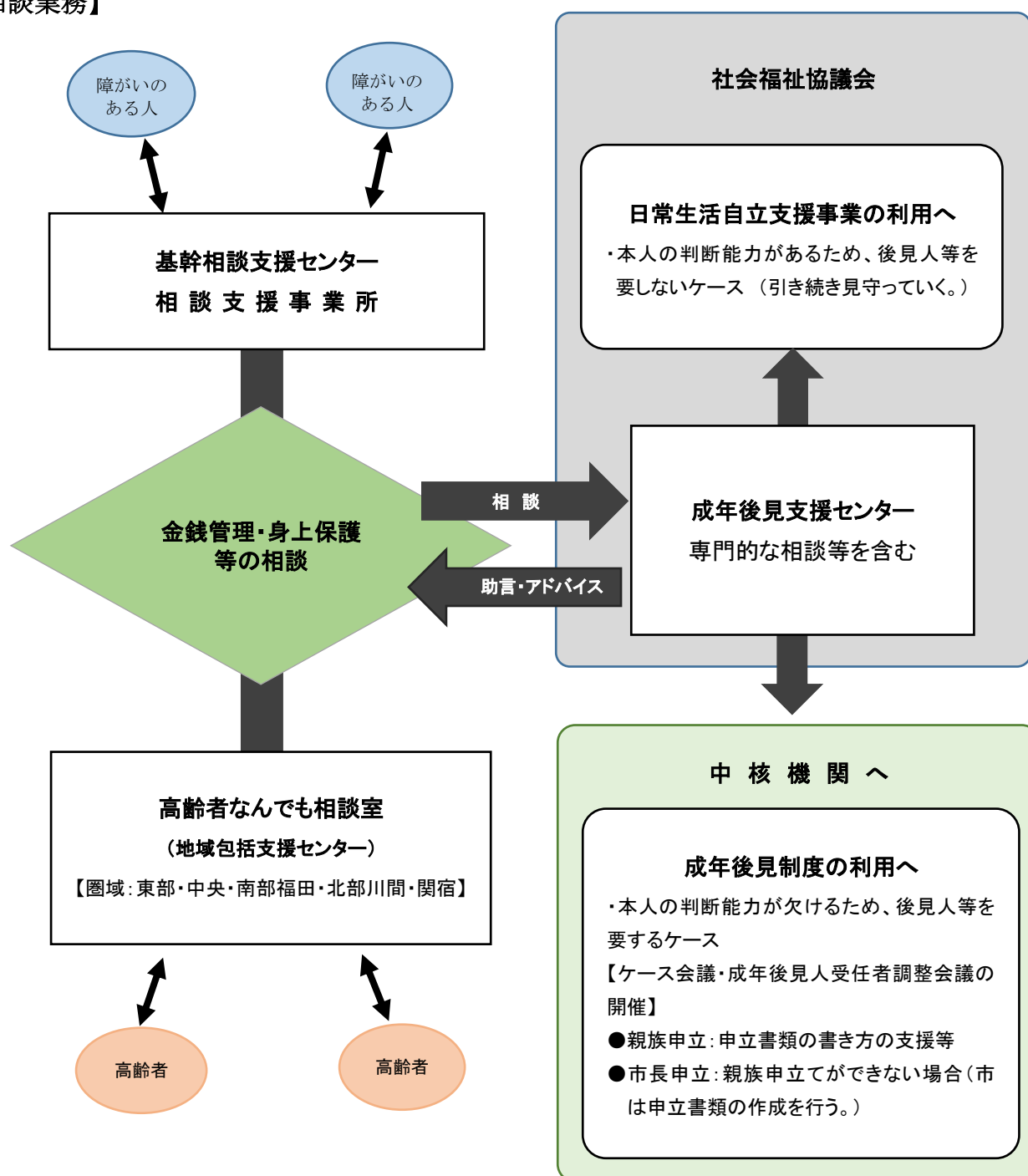
① 広報機能

成年後見制度に関するパンフレット、関係機関等のイベント等を活用して、任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めます。さらに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などチームに加わることが想定される関係者に対しても、支援チームの役割を分かりやすく説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。

② 相談機能

成年後見制度の相談窓口は、成年後見支援センターが中心的な役割を担いますが、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター等の他の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、切れ目なく必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。

【相談業務】



③ 成年後見制度利用促進機能

ア 受任者調整（マッチング）等の支援

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉協議会、NPO法人の法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備していきます。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の中で、後見人等の交代の推進が示されていることから、必要な方策を検討します。

イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援

これまで、市は社会福祉協議会に委託して、市民後見人の養成講座を開催し、修了者のうち、現在5人が社会福祉協議会の後見支援員として業務を行っています。

また、養成講座については、NPO法人等の市民活動団体が積極的に開催していることから、必要な支援を行っています。

④ 親族後見人支援機能

親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが日常的に本人の見守りを行うなど、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。

このような親族後見人を支援する体制が整備されていけば、親族後見人の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぐ効果が期待できます。

⑤ 協議会等の運営

地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、ネットワークの円滑な運営が必要となります。このため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、ケース会議の開催や連携強化のための地域の課題や調整などの事務運営を中核機関が担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。